

声をあげる、立ち上がる市民

自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

NO.29 (2023.6.1)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

目次

- ① 『小さなよっつの雪だるま』 P1
- ② 長谷川修平・山中恒 P2~3
- ③ チラシ配置拒否裁判 実質勝訴！ P3~4
- ④ 5.20 上映と講演を終えて P4~6
- ⑤ 放送の自律性・独立性について P6~7
- ⑥ イカサマ広島サミットは終わったが…… P7~8
- ⑦ 「祥太郎のうた」 P8



ご自由にお持ちください



「自由と人権」
ホームページ



長谷川修平 『小さなよっつの雪だるま』

※謄写印刷の映りを鮮明にするため、
コントラストと明度を変えています。

長谷川修平・山中恒

長谷川修平といえば、『はせがわくんきらいや』でデビューした絵本作家として知られている。落書きのような太いタッチで描かれたその絵は野性的な奔放さを感じさせ、見る者を驚づかみにしてしまう。同じ奔放さは、その文字の書きぶりにも表れている。まるで子どもが作った絵本のような。もちろん表現の巧みさによるものだが、この人が子どもの心を持っていることは間違いない。かつてこの通信でも取り上げたことがある。



山中恒は、『赤毛のポチ』や『とべたら本こ』で知られる（今時はどうかは知らない）「児童読み物作家」である。氏は「児童文学作家」と呼ばれることを嫌い、こう自称している。こういう「こだわり」が比較的好きなぼくは、なかでも『ぼくがぼくであること』をもっとも気に入っている長年のファンである。

7年ぐらい前、町田の市民文学館にお話を聞きに行ったことがある。飾らないその話しぶりに共感して、サインを求めようとしたほどだ（もちろん、踏みとどまったが……）。親しげな話しぶりは、先ごろ東大和市でお話しいただいた、樋口健二氏と共通するところがある。

山中さんには『ぼくら少国民』を代表作とする少国民シリーズがある。個人的にはとっつきにくく、目を通したことはあるががとでも読了したとは言えない。しかし、その内容は実証的で、社会的に価値が高いと思う。

久々に氏の最新作（？）『現代子ども文化考』（辺境社）を読んでみた。するとそこに、長谷川修平の絵本に触れている箇所（しかも数カ所）があるではないか。「少国民的」な内容にも言及しているので、少し長いがそこから引用したい。



1941年12月、私が4年生2学期末、太平洋戦争が開始された。弟妹たちに与えられた講談社の絵本は、「コドモエバナシ」となり、大きさのA4のままだったがページ数が減り、紙質も落ちた。これも1944年から半分のB6判32ページになり、秋には姿を消した。同時に保育絵本として長い歴史を持っていたフレーベル館の「キンダーブック」も敵性語撃滅で「ミクニノコドモ」と改題、これも休刊になる。同じく東京社の「コドモノクニ」、帝国教育会の「コドモノヒカリ」、国民図書刊行会の「日本ノコドモ」なども合併統合などで相次いで姿を消した。そして現在私の手もとにある、それらの絵本を見ると、ひたすら戦意昂揚を図る文章で、とても幼時・低学年向きの内容とは思えない。そこには大人の戦争協力意識の過剰さがあり、そのばかばかしさにうんざりさせられた。

そんなとき、長谷川修平の新作絵本『小さなよっつの雪だるま』（ポプラ社）が送られてきた。私はその絵本の持つ読者への願いの暖かさにいたく感動した。大きさも小型変形判で、中のイラストも鉛筆の墨一色で一見地味であるが、色彩を排除することで、一層画面の静謐さが増し、そこから醸し出される感情の透明度が強調されて、近頃まれに見るすばらしい絵本となっている。読者対象も小学

生から大人までと幅広い。物語は家族を模して四つ小さな雪だるまを作った小学生の少女が、やがて中学、高校、大学生へと成長して、結婚して母親となる。そして、わが子を抱きながら、だれかの作った小さい四つの雪だるまを見て、そんなことを絵本に描いて、将来、わが子に読ませたいと思うという話である。きわめてシンプルで短い文章とイラストがスローな弦楽曲を奏できるように調和していて、美事な出来になっている。まだ不況をかこつ出版界にも、このような作品を出版してくれる見識が残っていたのだなと、ちょっぴり感動し、安堵した。(2012年1月下旬号)

※カッコ内は初出の「出版ニュース」の号番(引用者注)

「パン屋」を「和菓子屋」に修正させるような文部官僚のくだらなさも、「少国民的」発想だ。子どもと学校にもっと自由を与えよ。長谷川修平がんばれ!

チラシ配置拒否裁判 実質勝訴!

どうする
市役所?!

一高裁は行政手続法第7条違反・国家賠償法第1条1項認定一

5月17日、午後1時30分から、東京高裁において判決の言い渡しがありました。その報告をします。



※判決文をご参照ください。

判決文はこちら



判決文は、冒頭で地裁判決の「取り消し」ではなく、「変更」となっています。また、文末では「本件控訴は一部理由がある」としています。「一部」です。

しかしその内実は、チラシの書き換えが控訴人(原告であるわたし)の自由意思ではなかったと認め、被告(中央公民館長)が字句書き換えの理由とした管理上の支障があるとは認められないとし、また、修正をしないチラシを受領・掲示することはしないという意思を館長が持っていた(書き換え未了のチラシの掲示拒否)と推定されるとし、応答義務の保留は行政手続法第7条違反にあたりと認定、控訴人はチラシの書き換えによって精神的苦痛を味わったとして1万円という低額ながらも国家賠償法第1条1項の損害賠償責任を認定していることなど、控訴人の主張を大幅に採用した、実質的な勝訴と言える内容です。



いっぽうで、高裁判決はここまで認めておきながら、憲法第21条の表現の自由には踏み込んでいません。また、訴訟費用の9/10を控訴人負担としたことも不可解です。

提訴した側からいえば、当たり前すぎる判決なのですが、「当たり前」を獲得するまでの時間と労力は半端ではありませんでした。しかし、その時間と労力がこの国、この社会では必要なのだとつくづく思い知りました。

まだ判決が確定したわけではありません。市側は上告する（本判決を不服として最高裁に再度の審理を求める）のでしょうか。最高裁では事実審理はせず、憲法違反の事実か、法解釈の誤り、過去の判例と異なる判断などについてのみ審理します。それでもあえて市は時間何 10 万という経費をかけて上告するのでしょうか。経費は全て市民の税金です。批判はまぬかれないでしょう。まともな議員なら市議会で、公民館窓口での表現の自由の侵害を疑われる事実や、訴訟費用の無駄遣いを追求するはずで

す。当方としては、もし上告するなら最後まで闘いつづる所存です。二審の「勝訴」に力を得て、今後とも頑張りますので、変わらぬご支援・ご協力をお願いします。また、陳情不上程告発裁判（現在最高裁に上告中）や本裁判の経過や報告、詳細な解説をするため、6月25日（日）に「裁判ごっこ」報告集会を予定しています。通信の最後に案内を載せておきますので、どうぞふるってご参加ください。



5.20「闇に消されてなるものか」上映と講演を終えて

この企画を思い立ったのは 1 年前、小平市の中央公民館で開かれていた「忘れない 3・11 展」で開かれた報道写真家・樋口健二さんの講演だった。その内容もさることながら、飾樋口さんの飾らぬ語り口に惹かれ、ぜひ東大和市でもお願いしたいと声をかけた。快く応じてもらえたものの、その年は自身が入院してしまったこともあり、実現は先延ばしになった。

今年の「忘れない 3・11 展」（主催実行委員会が、毎年繰り返している企画である）には、「PTSD の復員日本兵と暮らした家族が語り合う会」の代表の黒井さんを誘って参加した。そこでは、樋口健二さんのドキュメンタリー「闇に消されてなるものか」が上映され、監督の永田浩三さんと樋口健二さんのトークもあった。参加者はなんと 120 名。これにあやかろうと思ったわけではないが、再度樋口さんに声をかけ、永田さんにも映像使用についてお尋ねした。そして実現したのが本企画だった。

東大和市での企画（その時々で主催は異なるが、ぼくの関わったもの）は、近年では、「コスタリカの奇跡」上映（2019 年）から始まって、7 本ほど実施している。「コスタリカの奇跡」を除けば、収支はよくてトントン、ほとんどが赤字、持ち出し企画だ。特に「失われた春」以降は赤字続き。黒字になった「コスタリカの奇跡」だって、他団体にほとんど寄付してしまい、残高はゼロに近かった。民間企業ならとっくにつぶれている。

しかし今回は事情が違うぞという（今から考えれば甘い）見通しがあった。なにせ小平市で 120 人も参加していたのだ。東大和市だってその半分はかたいと踏んでいた。

新聞・情報誌・機関紙・地域紙・ネット・ミニコミにまで情報提供し、いくつかのメディアがこれに応じてくれた。



初めての参加申し込みは、なんと福島県いわき市からだった。すごい！と思った。本気なのかと一瞬疑

ったほどだ。しかし申し込んでくれた方は東大和市まで日帰りでやって来るという。それほど樋口さんのことを高くかっていることが、電話の向こうから感じられた。この企画は、ネットでご覧になったとのこと。

その後ぽつぽつ申し込みの電話が入ったが、本番の1週間前になっても10名と少し、だんだん不安になってきた。直前になればどっと申し込みがあるだろうと、無理して楽観的に考えた。樋口さんにも連絡した。まだ10名ぐらいたと。樋口さんの返事は次のようなものだった。

「いいじゃんよお、数ではないよ。いわきから来てくれる人のためだけでもやる価値はあるさ。」おおむねこのようなお話だったと思う。これでほくも吹っ切れた。そのとおりでと思った。考えられないような遠方から本企画のために駆けつけてくれる人がいる、そのためだけにでも実施できるなら本望だ。樋口さんの強い信念と、自分の覚悟がぴったりと重なった。

開けて当日、5月20日に準備のためにそろったのは自分入れて5人、テーブルや椅子ならべ、映像・音響の整備、案内表示、受付・会計準備、樋口さんの持ち込んでくれた写真パネルの掲示、販売書籍の配置、これらを体力旺盛とは言えない初者の5人（その中でも、最も虚弱なのがぼくだ）が手分けして進める。5人という数は、会場準備のためはまことに心もとないが、ぼくひとりだったら絶対に実施できない。こうして準備に来てくれた人たちには、本当に感謝に堪えない。組織された50名の人たちより、互いに自立した関係にある5名のほうが心強い。どうしても人手が足りなければ、入場料徴収などは自己申告でやればいと決意した。

事前の予約は15名だったが、開けてみれば当日受付が24名、合計で39名（うち一人は大幅に遅れての参加のため入場無料）の方が参加してくれた。収支から見れば赤字には違いないが、傷口は最小限で済んだ。しかし収支の多少より、いわき市や大阪市、高崎市など、遠方からの参加者が多かったことが本企画実施で得た望外の喜びであり、市内外を問わず、新たな人たちとつながりを持つことができたことが得難い収穫だった。

いただいたアンケートは全部で17枚（事後を含む）だった。数として表せるものは以下のとおりです。ご参照ください。アンケートの内容については、それぞれ思いのこもったものが多く、あえて数値化せず、写しを永田さんと自分で保存し、現物は樋口さんにお渡しした。



5.20上映と講演（アンケート合計16+1=17） / 参加者数39名				
項目1	項目2	種類	数	具体的に（具体数）
1、この企画を何で知ったか	①次の何れか	チラシ	7	
		ポスター	2	
		ネット情報	1	
		ミニコミ		
		新聞	2	赤旗（2）
		人づて	3	
		②固有名		

2、本人情報	お住まい	市内	7	
		市外	8	葛飾区・小平市・東村山市(2)・八王子市・多摩市・大阪市・国立市・いわき市
	年代	30歳代	1	35
		40歳代	1	
		50歳代	5	51・53
		60歳代	4	65・68・69(2)
		70歳代	6	71・72(2)・73・75・76
	80歳代			

※回答があったアンケート項目のみ記録した。年齢は記入してある方のみ記録した。1枚で2人分書かれている方がいた。カッコ内は、その項目内の分類毎(メディア・市・年齢当)の数



放送の自律性・独立性について

前記「5.20「闇に消されてなるものか」上映と講演」で永田浩三さんがお話ししてくださったことも関連するのでここに記します。実は前号の通信に書くつもりで忘れていたのです。

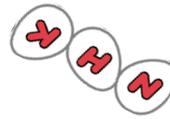
7月30日に武蔵大学で開かれた「市民とともに歩み自立したNHK 会長を求める会」記録集 出版記念シンポジウム「公共放送NHK どうあるべきか」を注目していました。当日は参加できなかったため、後日、YouTubeの配信で見ました。とりわけ、第3部 シンポジウム「公共放送NHK どうあるべきか」における、元NHKプロデューサー長井堯さんのお話が興味深いものでした。

長井さんは、当日司会をされていた(同じく元NHKプロデューサーである)永田浩三さん(武蔵大学教授)とともに、自民党右派議員による番組改ざん事件(ETV2001『戦争をどう裁くか』シリーズ第2回目「問われる戦時性暴力」放映を巡る事件)の当事者であり、事件に関して内部告発をなされた方です。

このことは憲法第21条「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由」および「検閲の禁止」の問題であるとともに、「公共放送」の自律性と独立性の問題であり、最終的な編集権がどこにあるのかという問題とも絡んでいきます。

日本ネットワーク(VAWW-NETジャパン)を原告、NHK他2社を被告として争われた裁判では、NHK当局は政治家による番組介入はなかったとし、放送の編集権は経営側にあり、放送の自律・独立性は守られたと強弁しています。しかし長井さんの告発や、永田さんの著作などから番組改変の経緯をつぶさに見れば、当局者(経営側の意をくんだ上層部)が、番組改ざんの政治問題化を避けるため、安部・中川ら右派政治家をかばい、嘘をついているのは明らかです。

しかし、最高裁は編集権が最終的には経営側にあるとし、彼らの主張を認めているのです。それは司法も一体となって政治権力を擁護するゆがんだ姿です。これらのことは『暴かれた真実 NHK番組改ざん事件—女性国際戦犯法廷と政治介入』(現代書館)で詳しく書かれています。



番組の編集権が経営側にあるということは明白な誤りです。それはカネを出した側ではなく、基本的には製作した当事者、すなわち監督でありプロデューサーたちでなければなりません。

このことは日の丸・君が代問題でもある意味同じであり、日本学術会議の会員選考とも共通するテーマです。日の丸・君が代に対する受け止めと対応は、個々の教員や児童生徒の自由に任せられるべきであり、表現の自由を経営側（校長・教頭・教育委員会）の都合によって抑圧することは誤りです。学術会議の会員選考は自律的に決定されるべきであり、その独立性は権利として保障されなければなりません。時の政治権力によって教育や学問・研究が歪められるべきではないのです。様々な条件はあるにせよ、研究の成果は研究者に、労働の対価は労働者に本来的には帰属するものであるべきです。資本や国家がそれを一方的に奪うことは間違っています。



以下の URL から当日のシンポジウムの様子が見られるので、ぜひご覧ください。

また、永田さんの書かれた『NHK と政治権力』（岩波書店）も併せて読まれることをお勧めします。

先の国会における立憲民主党小西洋之議員の追求も、高市元総務大臣の議員辞職発言や、（本当のことを言った）小西議員サル発言の余波で、結局は、本質的な問題である法解釈変更の否定や、高市発言の撤回がなされず、追及が不発に終わってしまいました。しかし、今後も注視し続けなければならないことに変わりはありません。



イカサマ広島サミットは終わったが……

2023年5月19日から21日まで物々しい警備の中、広島G7サミットは終了した。ウクライナのゼレンスキーがやってきて西側諸国の結束と支援を確かめ、和平追求や核兵器廃絶どころではなかった。

そもそも岸田首相の出身地広島というのが嘘っぱちで、出身地でなく、ただの選挙区に過ぎない。G7サミットといったって、国連のように国際的な合意に基づいた会議ではなく、経済力と政治権力を持つ者の利権集団でしかない。少なくとも、政治的・経済的に抑圧され、人権を守り、平和を求める人々のための会議でないことは確かだ。

そのイカサマ性は右の画像がよ



「核のボタン」とみられるかばんを運ぶ米軍関係者＝18日午後、山口県岩国市の米軍岩国基地で

◀ 「核のボタン」? 被爆地入り

バイデン米大統領が十八日、被爆地広島入りした。側近は、核兵器を使った攻撃を大統領が命じるための機器が入っているとされる革のかばんを携行しているとみられる。「核のボタン」とも呼ばれ、バイデン氏が十九日に訪れる広島市の平和記念公園に持ち込まれれば、被爆者や軍縮団体から批判や疑問の声が上がりそうだ。

現職米大統領が広島を訪れたのは、二〇一六年五月のオバマ氏に続き二人目。バイデン氏は十九日に他のG7首脳と共に、被爆の実相を伝える原爆資料館を視察する。「核のボタン」は軍から派遣された側近が持ち、大統領の行く先々に随行する。

【2023年5月19日東京新聞】

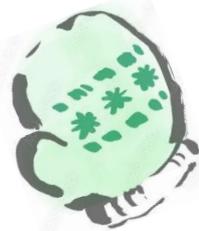
く物語っている。核のボタンを持ち込んで、何が「核兵器のない世界の実現」(5.19「広島ビジョン」)だ。

こんな会議をやるよりは、もっと切実な声を聴け！(右は同じ日の東京新聞)

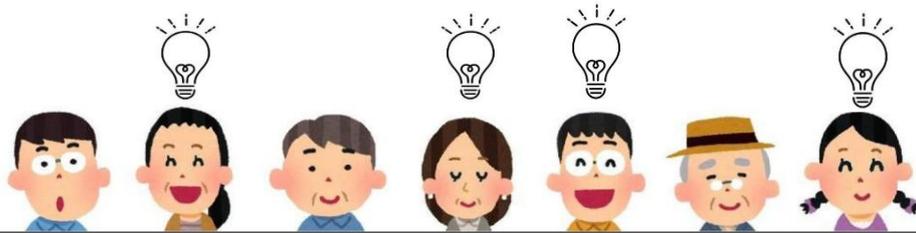
「祥太郎のうた」

(元歌「かあさんのうた」)

翔ちゃんが公邸内で
忘年会していたよ
親戚友人みんな集めて
せっせとどんちゃん騒ぎ
週刊誌の便りはとどく
不祥事のおいがした



とおさんが口をつぐむ
一日つぐむ
与党は記者に問題ないとし
首相も がんばれと
政権の冬はきびしい
せめて世論聞かせたい



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。

マイナ保険証案撤回を 障害者団体訴え



健康保険証廃止の問題点を報告する家平悟事務局長(東京都千代田区)

現行の健康保険証を二〇二四年秋に廃止してマイナンバーカードに一体させる政府方針に関し、関連法案の撤回を求める集会が十八日、東京・永田町の衆院第二議員

会館であった。全国保険医団体連合会(保団連)などの主催。集会で、全国の障害者やその家族らで構成する「障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会」(東京)の家平悟事務局長は「障害者は日常的に医療を必要としているのに、カードの申請自体が却下されている現実がある」と健康保険証の廃止反対を訴えた。

また、自分の意思とは無関係に身体が動いてしまう「不随意運動」により、受診時に顔認証でエラーとなるケースを紹介した。集会では法案の撤回を求める六十七万余の署名が参院議員らに提出された。(長久保安美)

【自由と人権定例会案内】

6月10日(土) 午前10時~12時
※いつもと違い、午前です。
東大和市立中央公民館 202 学習室
※Zoom 参加希望の方は
9日(金)までに要連絡(榎本)

裁判ごっこ(第6回公判)

事件名: 損害賠償請求事件

公判日時: 6月25日(日) 午後1時30分~4時

被告: 東大和市(市議会議長)

法廷: 東大和市立中央公民館 205号法廷(視聴覚室)

原告: 東大和市内外市民

参加費: 無料(資料用意のため、なるべく事前連絡をお願いします。)

第6回「裁判ごっこ」は、東大和市を被告とした陳情不上程告発裁判とチラシ配置拒否裁判の経緯と報告をするための集まりです。関心のある方は、どなたでもご自由に参加いただけます。